

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 1 2 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

民法の一部改正に伴い、次の理由により改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 本市が保有する市税に準じる債権以外の公法上の債権及び私法上の債権に係る延滞金及び遅延損害金の利率について、民法に規定する法定利率とすること。
- (2) 時効の「中断」を「完成猶予」及び「更新」に改めること。

秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「年5パーセントの割合を乗じて計算した金額」を「その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「措置」を「処置」に改める。

第15条第2項後段中「すでに」を「既に」に改める。

第26条後段中「この場合において」の次に「、同章中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替え」を加える。

第27条の見出し中「延滞金」の次に「及び遅延損害金」を加え、同条中「延滞金」の次に「又は遅延損害金」を加える。

第29条の見出しを「（時効の完成猶予及び更新の処置）」に改め、同条中「時効中断の措置を講じ」を「時効の完成猶予及び更新の処置をとり」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例第10条第1項（第26条により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権について適用し、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権については、なお従前の例による。

議案第53号 秦野市債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権（以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。）に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であるときは、<u>その納期限の翌日における民法に規定する法定利率を乗じて得た金額</u>に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の申出等)</p> <p>第14条 市長は、債務者について次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことを知った場合において、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について法令の規定により本市が債権者として配当要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための<u>処置</u>をとらなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p>	<p>(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)</p> <p>第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権（以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。）に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）であるときは、<u>年5パーセントの割合を乗じて計算した金額</u>に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の申出等)</p> <p>第14条 市長は、債務者について次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことを知った場合において、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について法令の規定により本市が債権者として配当要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための<u>措置</u>をとらなければならない。</p> <p>(1)－(7) (略)</p>

2 前項に規定するもののほか、市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対して担保の提供（保証人による保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続等の必要な処置をとらなければならない。

（納期限の延期の処分）

第15条（略）

2 市長は、納期限後においても、前項の規定に準じて納期限を延長する処分をすることができる。この場合において、既に発生した納付遅滞に係る延滞金については、徴収すべきものとする。

（準用）

第26条 前章の規定は、私法上の債権に係る納付金について準用する。この場合において、同章中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替え、第15条中「処分」とあるのは「特約」と読み替え、第20条第1項中「消滅時効」とあるのは「消滅時効（時効の援用を要しない債権に限る。）」と読み替え、第21条第1項第2号中「処分」とあるのは「特約」と読み替える。

（延滞金及び遅延損害金の減免）

第27条 市長は、本市が保有する債権に係る債務者がその納付金を納付しなかったことについてやむを得ない理由その他特別

2 前項に規定するもののほか、市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対して担保の提供（保証人による保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続等の必要な措置をとらなければならない。

（納期限の延期の処分）

第15条（略）

2 市長は、納期限後においても、前項の規定に準じて納期限を延長する処分をすることができる。この場合において、すでに発生した納付遅滞に係る延滞金については、徴収すべきものとする。

（準用）

第26条 前章の規定は、私法上の債権に係る納付金について準用する。この場合において、第15条中「処分」とあるのは「特約」と読み替え、第20条第1項中「消滅時効」とあるのは「消滅時効（時効の援用を要しない債権に限る。）」と読み替え、第21条第1項第2号中「処分」とあるのは「特約」と読み替える。

（延滞金の減免）

第27条 市長は、本市が保有する債権に係る債務者がその納付金を納付しなかったことについてやむを得ない理由その他特別

な理由があると認めるときは、この条例に規定する延滞金又は遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

(時効の完成猶予及び更新の処置)

第29条 市長は、納付遅滞の債務者について納付能力があると認める場合において、債務承認、交付要求、債権の申出、仮差押え等法令で定める方法により**時効の完成猶予及び更新の処置**をとり、本市が保有する債権の保全をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市債権の管理等に関する条例第10条第1項（第26条により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権について適用し、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における延滞金又は遅延損害金を生じるべき債権については、なお従前の例による。

な理由があると認めるときは、この条例に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

(時効中断の措置)

第29条 市長は、納付遅滞の債務者について納付能力があると認める場合において、債務承認、交付要求、債権の申出、仮差押え等法令で定める方法により**時効中断の措置を講じ**、本市が保有する債権の保全をしなければならない。